

新潟市の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年新潟市条例第 10 号）第 6 条の規定により、平成 20 年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表します。

1 人事行政の運営状況の概要

(1) 職員の任免および職員数に関する状況

① 職員の採用状況（平成 20 年 4 月 2 日～平成 21 年 4 月 1 日）

ア 試験採用

（単位：人）

区分	大卒程度		免許 資格 職	高卒程度		身体 障が い者	民間経験者		消 防		幼稚 園教 諭	合計
	事務	事務 以外		事務	事務 以外		事務	事務 以外	大卒 程度	高卒 程度		
採用 者数	47 (24)	30 (7)	66 (59)	4 (2)	2 (0)	1 (0)	4 (1)	2 (1)	18 (0)	10 (0)	4 (4)	188 (98)

※ （ ）内は女性の人数。

イ 選考採用

（単位：人）

教育	教育職員以外	合計
32	13	45

※ 選考採用としては、教育職員や医師、国・県や他の地方公共団体の職員などを本市の職員として採用しました。

② 職員の退職状況（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）

（単位：人）

区分	事務	事務以外	技能労務	消防	教育	合計
定年退職	68 (13)	67 (23)	48 (21)	10 (0)	3 (1)	196 (58)
普通退職	13 (1)	44 (33)	6 (1)	1 (0)	37 (6)	101 (41)
募集退職	53 (20)	40 (34)	10 (4)	18 (0)	4 (4)	125 (62)
死亡退職	3 (1)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	7 (1)
その他退職	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)
計	138 (35)	152 (90)	67 (26)	31 (0)	44 (11)	432 (162)

※ （ ）内は女性の人数

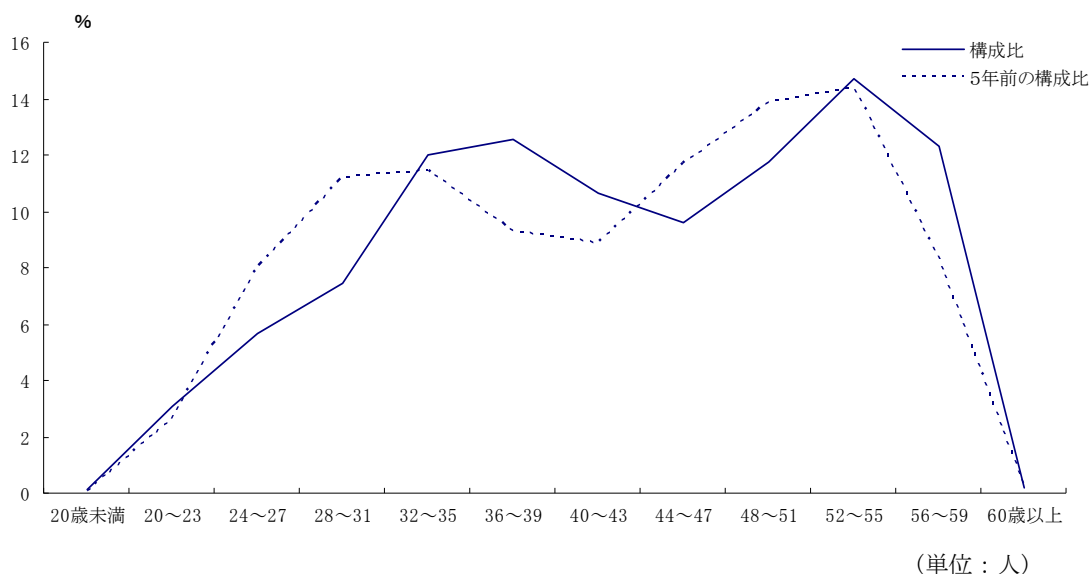
③ 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

（単位：人）

部 門		職員数		増減数	主な増減理由
		平成 21 年	平成 20 年		
一般 行政 部門	議 会	25	26	△1	業務執行体制の見直しなど
	総 務	941	966	△25	業務執行体制の見直しなど
	税 務	269	274	△5	業務執行体制の見直しなど
	民 生	1,216	1,215	1	生活保護業務の増など
	衛 生	677	709	△32	清掃施設管理業務の委託化など
	労 働	6	8	△2	派遣職員の引き上げ
	農林水産	204	210	△6	業務執行体制の見直しなど
	商 工	93	85	8	ポートセールス推進体制の強化 など
	土 木	560	560	0	
	小 計	3,991	4,053	△62	
特別 行政 部門	教 育	1,107	1,187	△80	学校用務員・調理員の配置基準 見直しなど
	消 防	902	905	△3	欠員
	小 計	2,009	2,092	△83	
公営 企業 など 部門	病 院	805	824	△19	医療職配置基準の見直しなど
	水 道	356	372	△16	電話照会業務の委託化など
	下 水 道	214	221	△7	ポンプ場業務の委託化など
	そ の 他	218	230	△12	業務執行体制の見直しなど
	小 計	1,593	1,647	△54	
合 計		7,593	7,792	△199	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者や一部の派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員を除いています。

④ 職員の年齢別職員構成の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	8	235	429	567	911	954	808	727	892	1,117	933	12	7,593

⑤ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間で職員数 660 人(8.1%)を削減することを目標とした定員適正化計画を策定し、その達成に努めています。

ア 定員適正化目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 3 月 31 日	660 人(8.1%)の純減

イ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績） (単位：人)

部門	実績			数値目標		
	H17.4.1 職員数	H21.4.1 職員数	差	H21.4.1 職員数	H22.4.1 職員数	
普通会計	一般行政	4,186	3,991	△195	3,963	3,863
	教育	1,317	1,107	△210	1,176	1,119
	消防	886	902	16	907	907
公営企業等会計	1,808	1,593	△215	1,656	1,648	
計	8,197	7,593	△604	7,702	7,537	

※ 平成 17 年 4 月 1 日の職員数は、旧巻町等職員を含みます。

(2) 職員の給与の状況

① 人件費の状況（平成 20 年度普通会計決算）

歳出総額のうち人件費は572億6,408万円となり、歳出総額に占める割合は17.5%でした。

区分	歳出額 (A)	実質収支 (歳入総額－歳出総額)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
20 年度	千円 327,980,207	千円 770,318	千円 57,264,081	% 17.5

※ 普通会計は水道職員や病院職員などの公営企業にかかる経費は除きます。なお、人件費には共済費の事業主負担が含まれています。

② 職員給与費の状況（平成 21 年度普通会計予算）

給与総額と職員数の状況は表のとおりで、職員 1 人当たりの平均年間給与総額は約 639 万円（前年比△15 万円）です。

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
21 年度	人 6,168	千円 24,982,413	千円 4,271,387	千円 10,134,219	千円 39,388,019	千円 6,385

※ 職員手当は退職手当を除くそのほかの手当（扶養・通勤・住居・時間外勤務手当など）の総額です。

③ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新潟市	43.42 歳	339,265 円	412,984 円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
新潟市	46.58 歳	331,211 円	362,698 円	
うち	うち用務員	47.50 歳	332,027 円	352,830 円
	うち清掃作業員	47.08 歳	349,207 円	407,238 円
	うち給食調理員	45.25 歳	313,842 円	324,735 円

※ 1 「一般行政職」とは国において給料表が異なる税務職と福祉職の職員は除きます。

2 「平均給料月額」とは平成 21 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。

④ 職員の初任給の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

区 分		新 潟 市		国	
		初任給	2 年後の給料	初任給	2 年後の給料
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	182,400 円	172,200 円	182,400 円
	高 校 卒	140,100 円	147,200 円	140,100 円	147,200 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	144,300 円	137,200 円	144,300 円

※ 初任給は学校卒業後直ちに採用された場合の月額です。

⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成 21 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大 学 卒	251,328 円	306,408 円	364,532 円	395,878 円	424,663 円
	高 校 卒	217,500 円	263,150 円	307,957 円	363,024 円	391,000 円
技能労務職	高 校 卒	207,633 円	252,748 円	291,041 円	330,030 円	378,619 円

※ 1 経験年数は採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は採用後の年数です。

2 特定幹部職員（部長以上）は含まれていません。

⑥ 一般行政職の級別職員数の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 年前構成比	5 年前構成比
9 級	部長	11 人	0.4%	0.5%	0.3%
8 級	部長	31 人	1.0%	0.9%	0.9%
7 級	次長	27 人	0.9%	1.1%	1.1%
6 級	参事・課長	225 人	7.3%	8.0%	12.1%
5 級	副参事・課長補佐	752 人	24.3%	26.1%	22.3%
4 級	課長補佐・主幹	626 人	20.3%	19.0%	18.0%
3 級	係長・主査・副主査	873 人	28.2%	27.1%	26.4%
2 級	主事・技師	289 人	9.3%	10.2%	11.7%
1 級	主事・技師	256 人	8.3%	7.1%	7.2%

※ 1 この表は一般行政職の職員について、俸給表の級区分別の職員数の状況を示したものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

⑦ 昇給期間短縮の状況

※ 平成 18 年度以降は昇給期間短縮を実施していません。

⑧ 職員の手当の状況（平成20年4月1日～平成21年3月31日現在）

ア 期末・勤勉手当

●1人当たり平均支給額	1,676千円
●支給割合 ※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。	
・期末手当	3.0 月分（1.6 月分）
・勤勉手当	1.45 月分（0.75月分）
●加算措置の状況	職制上の段階、職務の級などによる加算措置
・役職加算	5～20%
・管理職加算	なし

イ 退職手当（平成21年3月31日現在）

（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	3,121千円	25,316千円

ウ 特殊勤務手当（普通会計決算）

職員全体に占める手当支給職員の割合	22.8%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	98,083円
手当の種類（全職種）	18種類
支給額の多い手当	夜間特殊業務手当，緊急出動手当，療育指導等業務手当
支給対象職員の多い手当	夜間特殊業務手当，緊急出動手当

エ 時間外勤務手当（普通会計決算）

支給実績	1,816,842千円
職員1人当たり平均支給年額	303千円

オ その他の手当（主なもの）

扶養手当	配偶者	13,000円
	子どもなど（年齢などの区分に応じて）	6,500円～16,000円
住居手当	持ち家	2,500円
	借家・アパートなど（家賃の額に応じて）	最高 27,000円
通勤手当	バス・電車などの利用者（運賃の額に応じて）	最高 55,000円
	自転車・自動車などの使用者（片道の使用距離に応じて）	2,000円～24,500円

⑨ 特別職の報酬などの状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額など
給料	市 長	1, 1 6 3, 0 0 0 円
	副 市 長	9 3 9, 0 0 0 円
報酬	議 長	7 7 8, 0 0 0 円
	副 議 長	7 0 0, 0 0 0 円
	議 員	6 5 3, 0 0 0 円
期末手当	市 長	6 月 期 1 . 6 月 分 1 2 月 期 1 . 7 5 月 分 計 3 . 3 5 月 分
	副 市 長	
	議 長	
	副 議 長	
	議 員	
退職手当	市 長	給料月額(1, 163, 000 円) × 在職月数 × 0 . 6 4 (任期毎)
	副 市 長	給料月額(939, 000 円) × 在職月数 × 0 . 4 2 (任期毎)

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 職員の勤務時間の状況（標準的なもの。平成 21 年 4 月 1 日現在）

ア 勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。1 日当たり 8 時間勤務

イ 週休日 土曜日及び日曜日

ウ 休日 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）

エ 休憩時間 午後 0 時から午後 1 時までの 60 分間

② 年次有給休暇の取得状況（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）

1 年度につき 20 日間付与。当該年度付与分のみ翌年度繰越し可。

平均取得日数は、14.0 日 3 時間

③ 特別休暇の導入状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

種 類	付与日数など
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 証人・参考人などの出頭	必要と認められる期間
3 産前・産後	出産予定日以前 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）から産後 8 週間を経過する日までの届け出た期間
4 妊娠・産後の保健指導など	妊娠期間などに応じて付与
5 妊娠中の通勤	1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
6 生理	連続する 2 日以内で必要とする期間
7 育児時間	1 日 2 回それぞれ 30 分以内
8 骨髄移植	必要と認められる期間
9 ボランティア	1 年度において 5 日の範囲内の期間
10 職員の結婚	5 日の範囲内の期間
11 妻の出産	2 日の範囲内の期間
12 子の看護	1 年度において 5 日の範囲内の期間
13 忌引き	親族に応じて付与
14 父母の追悼	1 日の範囲内の期間
15 夏季休暇	3 日の範囲内の期間
16 災害による現住居の損壊など	7 日の範囲内の期間
17 災害による出退勤困難	必要と認められる期間
18 リフレッシュ休暇（勤続 20 年、30 年）	3 日の範囲内の期間
19 育児参加	5 日の範囲内の期間

※特別休暇とは、勤務しないことが相当であると認められる場合に勤務しないことが認められるものです。

④ 育児休業の取得状況（平成20年4月1日～平成21年3月31日）（単位：人）

	男性	女性	計
新たに育児休業を取得した者	6	137	143
前年度から引き続けている者	1	105	106

（４）職員の分限及び懲戒処分の状況（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

① 分限処分者数

（単位：人）

処分手由／処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計	失職
1 勤務実績が良くない場合	0	0	—	—	0	—
2 心身の故障の場合	0	0	224	—	224	—
3 職に必要な適格性を欠く場合	0	0	—	—	0	—
4 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	—	—	0	—
5 刑事事件に関し起訴された場合	—	—	0	—	0	—
6 条例に定める事由による場合	—	—	0	0	0	—
合計（1～6の計）	0	0	224	0	224	—
7 地方公務員法第28条第4項により失職した者	—	—	—	—	—	0
8 地方公務員法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	—	—	—	—	—	0

※分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができないと認められる場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、降任、免職、休職、降給の4種類があり、地方公務員法第28条に規定されています。

② 懲戒処分者数

（単位：人）

処分手由／処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
1 法令に違反した場合	2	0	0	1	3	11
2 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	3	5	1	0	9	67
3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	7	3	2	4	16	1
合計	12	8	3	5	28	79

※1 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、戒告、減給、停職、免職の4種類があり、地方公務員法第29条に規定されています。

2 訓告とは、懲戒処分には至らないが、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、注意を喚起し、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われるものをいいます。

(5) 職員のサービスの状況

職員のサービス上の義務として、法令などおよび上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治行為の制限、争議行為などの禁止、営利企業などの従事制限があります。

本市では、職員の綱紀の保持およびサービス規律の確保のための指針「信頼される公務員となるために」を定めており、平成20年度においては次に掲げる通知などにより、職員のサービス規律の確保に努めました。

時期	内容	方法
平成20年7月1日	夏季における綱紀の保持について	文書通知
平成20年9月1日	職員の綱紀の保持について	文書通知
平成20年9月3日	サービスに関する連絡会議（サービス規律の徹底など）	所属長周知
平成20年12月1日	サービスに関する連絡会議（公金取扱の適正化など）	所属長周知
平成20年12月15日	年末年始における綱紀の保持について	文書通知
平成20年12月22日	綱紀の保持及びサービスに関する連絡会議における連絡事項の徹底について	文書通知
平成21年2月12日	職員のサービス規律の徹底について	文書通知
平成21年3月9日	サービス規律の徹底について	文書通知

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

① 研修の実施状況

区分	人数
1 職場研修	12,767
2 自己啓発	151
3 階層別研修	1,239
4 専門研修	1,979
5 政策形成研修	18
6 IT研修	1,687
7 意識啓発講座	242
8 派遣研修	150
9 研修計画	7
合計（延べ人数）	18,240

② 勤務成績の評定の状況

職員の能力や適性に応じた適材適所の配置や人材育成などへの活用を図ることを目的として、人事評価制度を試行的に実施しています。

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況 (平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

① 職員厚生に関する事業概要

ア 新潟市職員互助会の実施事業

- ・ 給付事業 (慶弔給付・見舞金など) 2,769 件
- ・ 貸付事業 (普通貸付・特別貸付) 199 件
- ・ 団体扱いの保険の取り扱い
- ・ レクリエーション, 研修事業 (ボウリング大会, ライフプランセミナー)
- ・ 助成事業 (クラブ活動助成, 体育施設利用助成など)
- ・ 厚生施設, 職員保養所の運営

イ 新潟県市町村職員共済組合の実施事業

- ・ 長期給付事業 (退職者, 遺族への年金給付)
- ・ 短期給付事業 (法定給付, 付加給付)
- ・ 貸付事業
- ・ 保健事業 (疾病予防, 健康相談など)

② 公務災害などの状況

区 分	件 数
公務災害	64
通勤災害	4
合 計	68

2 人事委員会の業務の状況

(1) 職員の競争試験及び選考の状況 (平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

平成 20 年度に実施した新潟市職員採用試験の結果、総数で 2,118 人の応募があり、最終合格者は 222 人でした。

ア 実施日

区分	職種	第一次試験日		第二次試験日					最終合格発表日			
		筆記試験	適性検査	作文試験	適性検査	集団面接	個別面接	その他				
大学卒業程度	一般行政	6/29	-	7/23		8/7, 8, 11, 12			8/22			
	社会福祉			7/25		8/6		-				
	土木					8/4, 5						
	土木(水道)					8/6						
	建築					8/1						
	電気											
	機械											
	化学									8/6		
	化学(水道)					8/4						
	農業					7/17				7/17		
	消防士 A					6/30	6/29			-		7/18
消防士 B	6/29, 30	7/27				-				7/27	8/22	
免許資格職	獣医師	-					-					
	保健師	-		7/25		8/4						
	薬剤師(行政)	6/29		7/27		-		7/27				
	薬剤師(病院)	-		7/25		8/3						
	臨床心理士	-		7/25		8/3						
民間企業等職務経験者	一般行政	-		7/25		8/3						
	一般行政(国際)	-		7/25		8/3						
	土木	-		7/25		8/3						

免許資格職	保育士 A	9/28	-	10/24	11/6, 7		-	11/20		
	保育士 B				11/9					
	助産師		9/28	10/25	-	10/25			-	11/20
	看護師									
	診療放射線技師									
	臨床検査技師									
	診療情報管理士									
高校卒業 程度	一般事務	-	10/24	11/4		10/24	11/20			
	土木			-		-				
	土木(水道)			-						
	学校事務			10/24	11/4, 5					
	消防士			9/29	10/23	-		10/23	11/20	
身体 障がい者	一般事務	11/16	12/14	-	-	12/14	-	1/15		
	学校事務									
免許資格職	理学療法士	12/14	1/17		-	1/17	-	1/29		
免許資格職	獣医師(再募集)	-	12/14		-	12/14	-	1/15		

イ 実施状況

区分	職種	応募者数	受験者数	合格者数	倍率
大学卒業程度	一般行政	477	348	46	7.6
	社会福祉	68	59	5	11.8
	土木	49	42	16	2.6
	土木(水道)	3	3	2	1.5
	建築	23	18	6	3.0
	電気	20	19	3	6.3
	機械	8	5	2	2.5
	化学	12	9	3	3.0
	化学(水道)	6	6	1	6.0
	農業	9	6	1	6.0
	消防士A(H21.4.1採用)	76	72	7	10.3
	消防士B(H20.9.1採用)	46	44	13	3.4
	高校卒業程度	一般事務	58	48	4
学校事務		131	101	15	6.7
土木		8	8	2	4.0
土木(水道)		1	1	0	-
消防士		86	77	13	5.9
免許資格職	獣医師	1	1	0	-
	獣医師(再募集)	3	2	2	1.0
	保健師	64	51	4	12.8
	薬剤師(行政)	3	3	1	3.0
	薬剤師(病院)	26	22	2	11.0
	助産師	10	8	4	2.0
	臨床心理士	7	6	1	6.0
	保育士A	236	210	25	8.4
	保育士B	221	195	12	16.3
	看護師	78	67	15	4.5
	診療放射線技師	26	25	3	8.3
	臨床検査技師	40	32	2	16.0
	診療情報管理士	8	8	1	8.0
	理学療法士	10	9	1	9.0

身体障がい者	一般事務	21	19	2	9.5
	学校事務	9	7	1	7.0
民間企業等 職務経験者	一般行政	213	194	4	48.5
	一般行政(国際)	6	6	1	6.0
	土木	55	51	2	25.5
合 計		2,118	1,782	222	8.0

ウ 役職別昇任選考者数（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）

役 職	人数（人）
部 長	12
課 長	42
合 計	54

※人事委員会が実施しているものに限りません。

(2) 給与、勤務時間その他の勤務状況に関する報告及び勧告の状況

平成20年10月6日、市議会及び市長に対し、「職員の給与等に関する報告」を行いました。主な内容は以下のとおりです。

1 職員給与と民間給与の比較

(1) 民間給与実態調査

市内の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の414事業所から95事業所を無作為抽出し、本年4月分の給与等について調査（調査完了91事業所、調査完了率95.8%）

(2) 月例給

事務・技術関係の職務に従事する職員と民間の従業員について、役職段階、年齢、学歴の条件が同等である者の給与を比較（ラスパイレス方式）した結果、職員の給与が民間の給与を62円（0.02%）下回った。

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A－B）
369,994円	369,932円	62円（0.02%）

※上記職員の平均年齢は43.7歳

【人事院：136円（0.04%）国家公務員が下回る】

(3) 特別給

昨年8月から本年7月までの民間従業員の特別給の支給割合（4.43月分）は、職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数（4.45月分）とおおむね均衡

【人事院：全国民間4.50月】

2 給与の改定

(1) 月例給

民間給与との較差が小さく俸給表改定を行うには不十分で、諸手当も改定する特段の必要性が認められないため、月例給の改定を行わないことが適当

【人事院：俸給表、諸手当ともに改定なし】

(2) 特別給

期末・勤勉手当の支給月数の改定を行わない（4.45月に据置き）ことが適当

【人事院：4.50月に据置き】

3 その他給与等に関する課題

- 医師の初任給調整手当の改善について検討
- 昇給や勤勉手当における勤務実績反映への更なる取組
- 住居手当について調査・検討
- 通勤手当について調査・検討

4 人事管理に関する課題

(1) 勤務時間の見直し

職員の現行の勤務時間は、1日8時間、1週40時間であるが、民間の状況や国、他都市の動向に留意しながら、市民サービスへの支障や行政コストの増大のないよう十分な準備を整えたい見直しが見直ることが適当

- ・民間の平均所定労働時間 1日7時間45分、1週38時間56分
- ・政令指定都市17市中10市 1日7時間45分、1週38時間45分

【人事院：1日7時間45分、1週38時間45分に改定を勧告】

(2) その他の課題

- 人材の確保に向けた取組の強化
- 人事評価制度の確立
- 超過勤務縮減に向けた一層の取組の強化
- 仕事と家庭の両立支援のための環境整備
- メンタルヘルス対策の体制強化
- 女性職員の登用の拡大
- 高齢期の雇用問題の研究
- 公務員倫理の確保

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の件数（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

区 分	要求件数			処理件数 (B)	翌年度への 繰越 (A) - (B)
	前年度からの 繰越	新規要求	小計 (A)		
給与・旅費	10	0	10	10	0
勤務時間・休暇	0	1	1	0	1
執務環境	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0
転任・任用	0	0	0	0	0
その他	0	1	1	0	1
合 計	10	2	12	10	2

(4) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

不利益処分に関する不服申し立ての件数（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

区 分	係属件数			処理件数(B)	翌年度への 繰越 (A) - (B)
	前年度から の繰越	新規申し立て	小計 (A)		
分限処分	0	0	0	0	0
懲戒処分	1	1	2	0	2
転任	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	1	1	2	0	2